

令和6年度 三宅町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務等（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定するものである。

2 適用範囲

この方針は、本町全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の法令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※重度障害者多数雇用事業所は次の要件を全て満たすものとする。

- ① 障害者の雇用数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達目標

令和6年度の調達目標は、前年度の実績を上回る金額とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報を基に適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、チラシやポスター等の発注可能な物品・役務等を、適用部署において適用の可能性について十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に概要をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 方針の策定及び管理・運営

この方針の策定及び管理・運営は、住民福祉課で行う。